

# 第8版<sup>2</sup>面 生活と営業支援の制度活用を

## 事業復活支援金

- ・対象：コロナの影響を大きく受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、前年（または2年前、3年前）の同月と比べて50%以上、または30%～50%未満減少した中堅、中小、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。
- ・上限額：売上高50%減少の場合、法人（売上高に応じて）100万円～250万円、個人50万円。売上高30%～50%未満減少の場合、法人60万円～150万円、個人30万円。
- ・申請：5月末まで。
- ・問合せ先：☎0120-789-140（毎日）

## 時短営業県協力金（第16・17弾）

- ・対象：22年1月21日から2月13日まで時短営業に協力した飲食店等（第16弾）、2月14日から3月6日まで協力した飲食店等（第17弾）。
- ・問合せ先：コールセンター☎045-522-2431  
詳しくは県ホームページ。

## 中小事業者支援給付金

- 【酒類販売事業者支援給付金】
- ・対象：対象月において、売上が30%以上減少した事業者及び2カ月連続して売り上げが15%以上減少した事業者。
- 【中小企業等支援給付金（酒類販売事業者を除く）】
- ・対象：酒類販売事業者等以外の事業者で、国の月次支援金を受給している事業者に追加給付を実施（申請期限2月末まで）。
- ・両者の問合せ先：コールセンター☎045-900-5907

## 子の世話で休業

### 小学校等休業助成金・支援金

1日あたり最大15,000円、7,500円

- ・対象：小学校、保育園などの臨時休業（学級単位で感染による休みを含む）により子どもの世話が必要になった従業員（アルバイト等を含む）に対し、年休とは別の有給休暇を取得させた場合、事業主に助成金を支給。同じ理由で就業できなかった委託を受けて仕事をする個人（フリーランス）に支援金支給。休暇取得の期間は22年3月末まで。
- ・支給額：前者は休暇中の支払賃金相当額×10/10（上限15,000円）。後者は就業できなかった日数×7,500円（最大）。
- ・申請期間：22年2月末までと22年5月末まで。
- ・問合せ先：コールセンター☎0120-60-3999（毎日）

## 妊婦の休暇取得支援助成金

- ・対象：妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年休は除く）を設け、22年3月末までに20日以上休暇を取得させた事業者。
- ・支給額：1人あたり28.5万円。1事業所当たり上限5人まで。
- ・申請期限：22年5月31日。詳細は厚生労働省ホームページ。
- ・他に休暇制度を導入した事業者への助成金（15万円）もある。

## 融資を受けたい

### 無担保・無利子融資

- ・民間・政府系金融機関による実質無利子・無担保の金融支援制度があります。経済産業省ウェブサイトで詳しく紹介。
- ・県の問合せ先：産業労働局金融課。  
☎045-210-5695（平日）

## 賃金が払えない

### 雇用調整助成金 休業手当日の最大額全額助成

- ・対象：正社員、パート従業員など非正規社員を休業させた場合、以下の特例措置が活用可能。
- ・助成額：休業手当日額×助成率（4/5〈中小企業〉、2/3〈大企業〉）×日数。従業員全員を雇い続ける場合、助成率は、中小企業9/10、大企業3/4に。月30%以上生産が減少した全国の企業も対象に、最大10/10に。日額の上限は15,000円。
- ・期限：2022年3月末まで。
- ・問合せ先：神奈川助成金センター ☎045-277-8815（平日）

### 学生・専門学生は 授業料減免70万円（上限） （修学支援新制度）

- ・対象：家計が急変し大学、短大、高専、専門学校で学ぶことが難しい人。4人世帯で年収が380万円以下（住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯）の世帯の学生。
- ・相談窓口：給付型奨学金、授業料等減免について各学校の学生課、奨学金窓口。家計急変時は随時。

### 困窮学生らに 10万円給付（学生支援緊急給付金）

- ・対象：修学支援新制度（上記）の利用者（申請不要）及び経済的理由により修学の継続が困難な学生。
- ・支給額：10万円。
- ・相談窓口：各学校。申請期限は各学校ごと。

### 小中学生は就学援助

申込先：学校または市町村教育委員会。

### 高校生は奨学給付金

申込先：学校または県教育委員会財務課。  
☎045-210-8251（平日）

家計急変で学費負担が大変

## 個人・事業者のみなさん共通

### 税金・社会保険料・公共料金の猶予・減免

#### 国税・地方税の納税の猶予

コロナの影響などで一時に納付することができない場合、申請により納税を猶予する制度がある。基本的にすべての税が対象。

#### 国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険

一定程度収入が下がった方々等は、保険料（税）の減免や徴収猶予が可能。

#### 電気、ガス料金 支払期限を繰り延べる等の措置を実施。

#### 水道・下水道料金

多くの自治体で支払いを最長4ヵ月延長。減免もあり。

・問合せ先：それぞれ税務署、市町村、各事業者へ。

## 症状のある方、感染が不安の方

かかりつけ医で受診ができない方は、下記へ電話を

## コロナ感染症専用ダイヤル



県	(0570) 056774	24時間	毎日
下記市町以外にお住まいの方の問合せ先			
横浜市	045 (550) 5530	24時間	毎日
川崎市	044 (200) 0730	24時間	毎日
相模原市	042 (769) 9237	24時間	毎日
横須賀市	046 (822) 4308	8:30~20:00 9:00~17:00	平日 土日祝日
藤沢市	0466 (50) 8200	9:00~21:00	毎日
茅ヶ崎市 寒川町	0467 (55) 5395	9:00~19:00 9:00~17:00	平日 土・祝日